

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第35号）

- 1 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部改正により、特定取消処分者のうち一定の検査及び講習を受けたものが運転免許試験の一部を免除される場合の運転免許試験手数料の額が定められたことに伴い、これに関する手数料を徴収するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成26年6月1日から施行することとした。